

所 属 長 様

インフルエンザ経過報告書

- インフルエンザによる出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱*した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と規定されていることから、登校する際には、下記事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

*解熱日・・・平熱に戻った日

①～⑥ …… 医療機関により記入（※医療機関での記入が難しい場合には、保護者記入）

⑦ …… 保護者記入

※ 医療機関による治癒証明書の提出は必要ありません。

① 受 診 医 療 機 関 名：

② 医 師 氏 名：印

③ 発 症 日：年 月 日（病気による熱等の症状が始まった日）

④ 診 断 日：年 月 日（医療機関で診断された日）

⑤ 診 断 型： A型 ・ B型 ・ 不明（該当する項目に○を付けて下さい）

⑥ 処 方 薬：イナビル・リレンザ・タミフル・ゾフルーザ・その他（該当する項目に○を付けて下さい）

⑦ 体 温 の 経 過（測定・・・できれば朝・夜1回、夜1回も可）

	体温測定月日	測定時間：体温		測定時間：体温	
発症日	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
1日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
2日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
3日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
4日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
5日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
6日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
7日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
8日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度

【発熱期間が長く、記録できない場合は、裏面の余白を使い、記入してください。】

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼稚園・認定こども園・保育所等にあっては3日）を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いいたします。

年 月 日

児童生徒名：

保護者名：印

インフルエンザにおける出席停止期間

出席停止期間⇒発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。

※発症した次の日を1日目として5日間は出席停止となる。

発症後4日目以降に解熱した場合には、解熱後2日間（幼児にあっては3日間）を経過するまで出席停止となるため、5日間を越えての出席停止となる。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症した後5日登校不可								
発熱	→ 解熱	×	×	×	×	○	○	○
発熱		→ 解熱	×	×	×	○	○	○
発熱			→ 解熱	×	×	○	○	○
発熱				→ 解熱	×	×	○	○
						解熱後2日間		
発熱					→ 解熱	×	×	○
							解熱後2日間	
発熱						→ 解熱	×	○

★ 1日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。

★ 治癒証明書の提出は必要ありません。